

「ご存じですか？」  
公証制度



10月1日から7日まで  
公証週間です。

公証制度とは、不動産の売買や金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり、遺言をする際に、法務大臣の任命する公証人に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書（公正証書）を作成することにより、後日のトラブル防止と取引や財産の安全を図ろうとする制度です。

無料公証相談を行っています。  
※電話相談あり

【日時】平日9時～12時、13時～17時

※公証週間期間中の、10月5日（土）は10時～12時、13時～16時に相談できます。

【場所】高知合同公証役場  
高知市本町1-1-3  
朝日生命高知本町ビル3階

【問い合わせ・相談先】  
高知合同公証役場  
☎088・823・8601  
☎088・824・8427  
☎088・872・4764

募集

香南清掃組合  
職員採用試験

平成26年度に採用する職員を募集します。

【試験の区分】  
▽行政（事務職）：1名  
昭和59年4月2日～平成8年4月1日生まれの方

【試験日】10月20日（日）  
【締切】9月20日（金）  
※消印有効

【申込書記布場所】  
香南清掃組合事務局・香南市役所、南国市役所の総合案内・香南市役所総務課

郵送での請求も可。住所・氏名を記入し、120円切手を貼った返信用封筒（角2）を同封してください。

※香南清掃組合ホームページからダウンロードできます。  
http://www.clean-kouan.jp/

【問い合わせ・申込先】  
〒783-0023  
南国市廿枝1455  
香南清掃組合事務局  
☎088・863・1177

地域で学校を支援しよう！ボランティア募集

地域全体で学校を支援するため、学校が必要とする活動について、ご支援いただけるボランティアを市内小・中学校で募集します。

【活動内容】  
あいさつ運動・交通監視・読み聞かせ・宿題点検・PTA行事の協力支援（愛校作業、運動会売店）

【問い合わせ・申込先】  
市内小・中学校教頭  
教育振興課 ☎53・1081

大板診療所  
看護師・管理栄養士募集

大板診療所で勤務する看護師・管理栄養士を募集します。採用は面接により決定します。

【職種】  
▽看護師：1名  
正看護師・准看護師問わず。  
正職員・非常勤・パートタイマー、いずれでも可。

▽管理栄養士：1名  
パートタイマーのみ  
【問い合わせ先】  
大板診療所 ☎58・2410

その他

住宅・土地統計調査にご協力ください

総務省統計局では、住生活に関するさまざまな施策のための基礎資料を得ることを目的に、住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は統計法に基づき、全国約350万世帯を対象に行われる大規模な調査です。香美市でも一部の地域



が調査区に指定されています。お住まいの住宅が調査対象に選出された場合、9月下旬ごろ高知県知事に任命された調査員が調査のお願いに伺います。調査へのご理解とご協力をお願いします。  
【問い合わせ先】政策企画  
財政課 ☎53・3114

2014年版  
高知家手帳予約受付中

旧の県民手帳です！ご利用ください！



カバーの色：  
ピーコックブルー

内容

行政区画図、県内主要統計表、官庁関係資料、暮らしの各種資料、東京・大阪地下鉄路線図 ほか

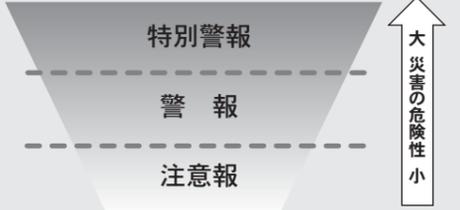
ポケット判（9×14.5cm）500円  
デスク判（13×21cm）750円  
申込期限 9月24日（火）

【問い合わせ先】  
政策企画財政課 ☎53-3114

重大な災害による危険性が高まった場合  
特別警報を発表します

気象庁では特別な警戒を呼び掛けるために、8月30日から新たに『特別警報』を発表します。特別警報の対象とする現象は『東日本大震災』、紀伊半島に甚大な被害をもたらした『平成23年台風12号』の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は非常に危険な状況です。屋外の状況や、避難指示・勧告等に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。



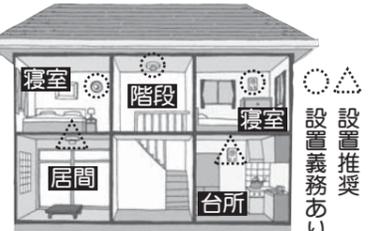
【問い合わせ先】  
気象庁高知地方気象台  
☎088-822-8882

点検していますか？  
住宅用火災警報器

月に1回は点検・お手入れを！  
住宅用火災警報器は、大切な命を守る機器です。警報器にホコリがつくと火災を感知しにくくなります。電池切れにも注意してください。また、本体の寿命は約10年です。

悪質な訪問販売にご注意を！  
悪質な訪問販売で被害にあわれた方がいます。消防職員の販売や業者による点検はありません。

正しく設置できていますか？  
警報器は、全ての寝室に設置が必要です。2階、3階に寝室がある場合は階段にも必要です。



H23年6月から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています



■問い合わせ先  
消防本部消防課予防係  
☎53-4176